

## 吹田市地域福祉計画推進委員会設置要領

(設置)

第1条 吹田市地域福祉計画の推進及び進行管理のため、吹田市地域福祉計画推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 計画の推進に関すること。
- (2) その他、総合的な地域福祉の推進に必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員11人以内で組織する。

2 委員会の委員(以下「委員」という。)は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者 2人以内
- (2) 市内の社会福祉を目的とする団体及び事業者並びに市内の公共的団体の代表者

6人以内

- (3) 市民 2人以内
- (4) 関係行政機関の職員 1人以内

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長のあらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(作業部会)

第7条 委員会に、計画の推進作業を円滑に図るため、必要な場合に作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会に属すべき委員は、委員会の意見を聴いて委員長が指名する。

3 作業部会に部会長を置き、作業部会に属する委員のうちから、委員会の意見を聴いて委員長が指名する。

4 作業部会は、部会長が招集し、議長は部会長がこれにあたる。

5 部会長は、作業部会で検討を行った事項について、委員会に報告を行うものとする。

(臨時部会員)

第8条 委員長が必要があると認めるときは、作業部会に臨時部会員を若干人置くことができる。

2 臨時部会員は、地域福祉に関心を有する者から委員長が指名する。

(意見の聴取等)

第9条 委員会及び作業部会は、必要に応じ委員以外の者に、会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、福祉保健部地域福祉室福祉総務課において処理する。

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員会の意見を聴いて委員長が定める。

#### 附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。